

令和2年度7月補正予算2の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ① 現計予算額（7月補正1(7/2専決)後） 807,761
- ② 7月補正2（豪雨関係） **29,050**

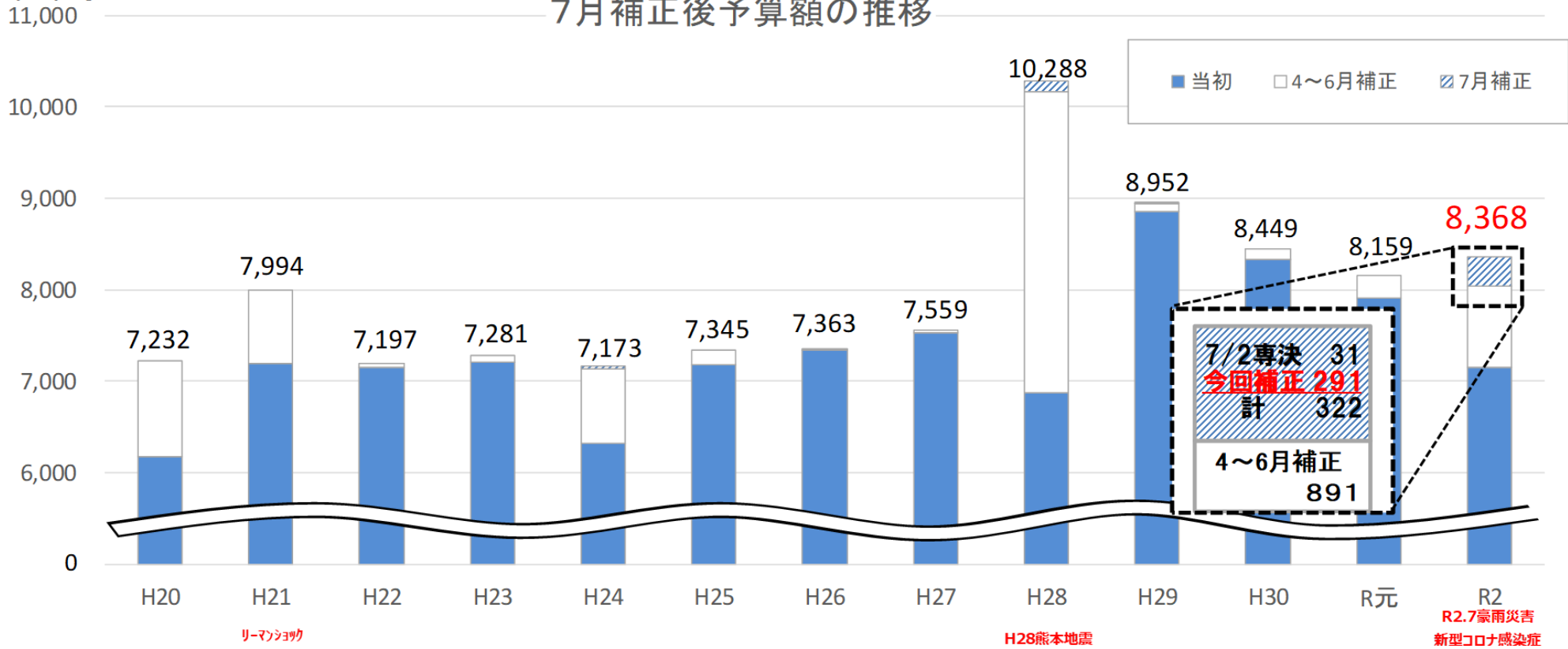
7月補正後予算額(①+②) **836,811**

7月補正2（豪雨関係）の財源内訳

国庫支出金 17,225 県債 2,983 諸収入 4
基金繰入金(※) 8,838 ※うち災害基金繰入金 2,063

「単位：億円」

7月補正後予算額の推移



甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨からの速やかな復旧を図るため、被災者の救援と生活再建、また、迅速な復旧・復興や再度災害防止に着手する上で、緊急性が極めて高い事業について、知事専決処分により予算化

1 被災者の救済、生活支援【209億95百万円】

① 災害救助・被災者支援 197億27百万円

- ・災害救助活動(市町村の費用を弁償)
- ・災害弔慰金(世帯主500万円)・災害見舞金(世帯主250万円)の支給
- ・負傷又は住居、家財に被害を受けた方へ資金貸付～最大で350万円を貸付～

② 被災家屋の片づけ、土砂の撤去等 5億59百万円

- ・**土砂の撤去に光** ～土砂の早期撤去の促進（堆積状況調査の実施、国庫補助対象外の経費を、県が独自支援）～
- ・**ボランティアの力を被災地へ** ～ボランティアバスの運行～

③ 被災者の生活支援 2億39百万円

- ・避難所や仮設住宅にお住いの被災者等の相談支援や心のケア
～地域支え合いセンター、復興リハビリテーションセンター、心のケアセンター～

④ 鉄道の被災に伴う通学者等の支援 4億69百万円

- ・**通学手段の確保** ～代替バスの運行経費を支援～

2 産業復興支援【14億79百万円】

① 農林水産業者向け特別金融支援 5百万円

- ・国の制度に先んじた農林水産業者の資金繰り支援
～5年間無利子・無担保・最大据置5年の貸付制度～

② 漂流・漂着物の処分 14億55百万円

- ・海域に流入、海岸・ダム等に漂着した流木等の処分

③ 畜産業の復旧支援 18百万円

- ・死亡家畜の処分、畜舎等の利用再開に向けた消毒支援など

3 社会・産業インフラの機能回復【65億55百万円】

① 公共土木施設の応急復旧等 23億43百万円

- ・道路の倒木や法面崩壊による崩土処理等の応急復旧
- ・砂防施設の崩落土砂、倒木の除去等の被害拡大防止
- ・ダム内の堆砂掘削、河川内の堆積土砂掘削等

② 災害復旧等事業の着手に向けた準備等 42億12百万円

- ・災害復旧等事業の着手に向けた調査、設計等

4 その他【22百万円】

① 被災した震度情報システムの緊急点検等 22百万円

- ・震度計の復旧及び緊急点検等

1-②-(1) 土砂の撤去に光 ～土砂の早期撤去の促進～

【被災者の救済、生活支援】

予算額5億40百万円

堆積土砂排除事業費〔都市計画課〕

- 宅地内に堆積した土砂については、国庫補助制度の「直接排除」等を被災市町村が有効に活用予定。県としては技術的な支援とともに、実施に向けて市町村が財政面で躊躇なく取り組めるように、補助対象とならない経費を財政的に支援
- 被災が市町村域を超えて広範囲に及んでおり、堆積土砂の仮置場の確保に向けて行政区域や所管を超えた総合調整が必要。県が堆積土砂状況調査等を実施し、処分方針決定のための基礎資料作成を行うことで、堆積土砂排除の取組みを強力に後押し

<現状・課題>

土砂の仮置場の確保に向けて行政区域や所管を超えた調整が必要

広域的な調整を実施しなければ、堆積土砂の排除が円滑に行えず、被災者の生活復旧が速やかに行えない

公益上必要と認められない場合(小規模集落(10戸未満)、小規模土砂量の土砂のみの場合も含む)の直接排除は国庫補助の対象とならない

市町村が財政面で躊躇し、早期の堆積土砂の排除に支障をきたすおそれ

【国庫補助対象事業】

エリア	堆積土砂量 市町村全域で3万㎡以上、 又は一団で2千㎡以上	左記未満
・都計区域内 ・都計区域外で 10戸以上の集落地	国庫補助対象	
上記以外	国庫補助対象外 ※ただし「土砂混じりガレキ」の場合は 環境省の補助対象	

<目的・概要>

- ①国庫補助対象とならない土砂排除費用に対する市町村への補助
- ②広域的な堆積土砂状況の調査及び処分方針決定のための基礎資料作成

○全体事業費:10億40百万円(県事業費:5億40百万円)

○負担割合:①国庫補助並みの地方負担(2.5%)まで県が負担 ②10/10

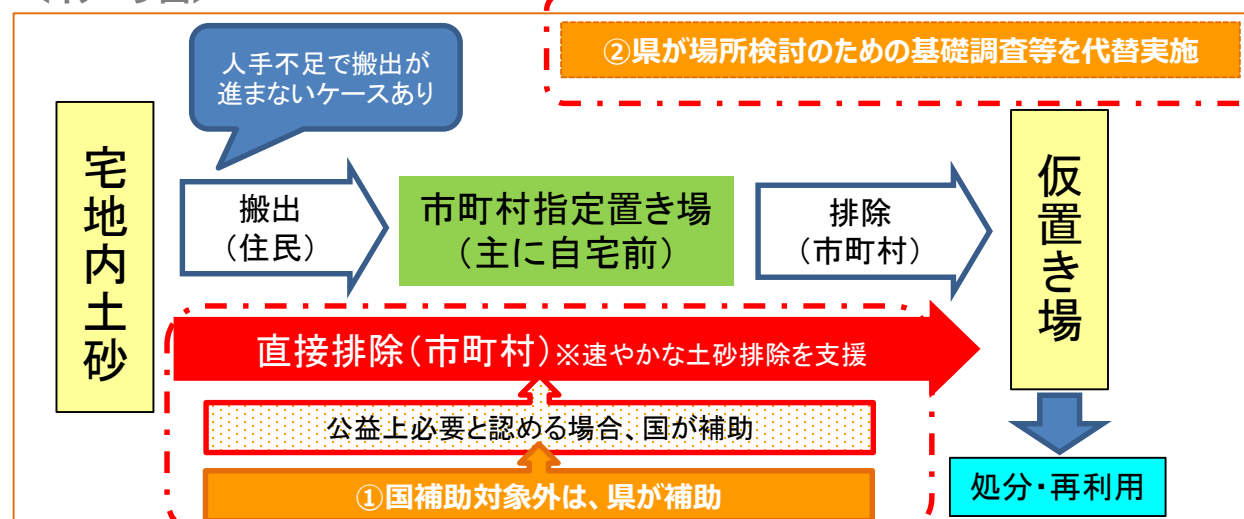
○事業主体:①市町村

②県

○事業期間:①令和4年3月まで

②令和3年3月まで

<イメージ図>



1-②-(2)ボランティアの力を被災地へ ～ボランティアバスの運行～

【被災者の救済、生活支援】

予算額19百万円

災害ボランティアセンター支援事業
[健康福祉政策課]

- 令和2年7月豪雨災害により甚大な被害が生じた県南地域では、一日も早い復旧のため災害ボランティアの確保を図る必要がある。
- 一方、新型コロナウイルス感染症対策などの観点から、ボランティアの受入が県内在住者に限定されている状況もあり、被災市町村を支援するため、県が災害ボランティアバスを無償運行し、県民の力を被災地に届ける。
- また、県民のボランティアに対する意識を啓発し、ボランティアへの参加を促す。

<現状・課題>

【現状】

災害救助法が適用された被災市町村は、26市町村にのぼり、特に県南地域では全壊を免れた世帯でも、多くが浸水被害を受けており、土砂除去等の作業に多くの人手を必要としている。

【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、災害ボランティアの募集範囲が限定されており、県内ボランティアの確保が必要。
- ・被災地の災害ボランティアセンターでは、災害ボランティア受入れ円滑化や駐車場確保対策が必要。

- ・支援を必要とする被災地に県民の力をバスで届けるとともに、県民のボランティア参加に対する意識を啓発する。
- ・ボランティアを集約することで、駐車場や受付業務の効率化を図り、災害ボランティアセンターの負担を軽減する。

<目的・概要>

- 事業内容:被災市町村災害ボランティアセンターへのバスの運行
- 運行期間:8月末まで(期間内で運行日を調整中)
- 運行先(予定):人吉市(球磨村と協働設置)、相良村、八代市
- 全体事業費:19百万円

<イメージ図>



1-④ 通学手段の確保 ～代替バスの運行支援～

【被災者の救済、生活支援】

予算額4億69百万円

高等学校等通学支援事業[高校教育課]

- 令和2年7月豪雨の被害により、肥薩おれんじ鉄道及びくま川鉄道の一部区間が運休となり、高校生の通学に大きな支障が生じているため、移動手段の確保が急務
- 高校生の通学手段の確保のための緊急措置として、鉄道事業者による運休区間の代替輸送（貸切バス運行）を支援

<現状・課題>

被災状況

■ 肥薩おれんじ鉄道

運休区間 八代～水俣（水俣～川内間は運行中）
運休期間 未定

■ くま川鉄道

運休区間 人吉温泉～湯前（全区間）
運休期間 未定

貸切バスによる代替輸送の実施

《代替輸送手段の内容》

- 運行主体：鉄道事業者
- 運行形態：貸切バス（委託運行）
- 運行開始：令和2年7月20日
- 運賃：通常の鉄道運賃を徴収（定期券利用可）
- 運行ダイヤ
【肥薩おれんじ鉄道】
平日：上下各8～9本、土日祝：上下各4本
【くま川鉄道】
平日：上下各6～7本

※当面は平日運行のみ。土曜日は沿線高校の授業の状況等を踏まえて検討。

<目的・概要>

- 事業内容：肥薩おれんじ鉄道及びくま川鉄道における代替バスの運行に対する助成
- 全体事業費：4億69百万円
肥薩おれんじ鉄道：1億57百万円（大型8台）
くま川鉄道：3億12百万円（大型10台、小型3台）
- 補助対象経費：代替輸送（貸切バス運行）の委託費から運賃収入を控除した額
※平日・土曜日の高校生が利用する時間帯に限定して補助
- 事業主体：鉄道事業者（肥薩おれんじ鉄道、くま川鉄道）
- 事業期間：令和2年度

<イメージ図>



県

補助金

おれんじ鉄道
くま川鉄道

委託

貸切バス事業者

〈沿線高校の鉄道利用人数〉

肥薩おれんじ鉄道：約360人（10校）
くま川鉄道：約850人（4校）



代替バス運行

高校生の
通学手段の確保